

令和8年度 岩手県医師国民健康保険組合の保険料額表

第1種組合員 (医師)		令和7年度 月額	(増減)	令和8年度 月額
	基礎賦課額平等割額	25,500 円	+200円	25,700 円
	後期高齢者支援金等賦課額	5,800 円	+200円	6,000 円
	基礎賦課額所得割額 ※1	(前年度課税標準額の) 1000分の4÷12	変更なし	(前年度課税標準額の) 1000分の4÷12
	合 計	31,300円+所得割	+400円	31,700円+所得割

第1種家族 (医師家族)		令和7年度 月額	(増減)	令和8年度 月額
	基礎賦課額均等割額	11,000 円	+200円	11,200 円
	後期高齢者支援金等賦課額	5,800 円	+200円	6,000 円
	合 計	16,800 円	+400円	17,200 円

第2種組合員 (従業員)		令和7年度 月額	(増減)	令和8年度 月額
	基礎賦課額平等割額	13,500 円	+200円	13,700 円
	後期高齢者支援金等賦課額	5,800 円	+200円	6,000 円
	合 計	19,300 円	+400円	19,700 円

第2種家族 (従業員家族)		令和7年度 月額	(増減)	令和8年度 月額
	基礎賦課額均等割額	3,500 円	+200円	3,700 円
	後期高齢者支援金等賦課額	5,800 円	+200円	6,000 円
	合 計	9,300 円	+400円	9,700 円

後期高齢者組合員基礎賦課額 (75歳以上の組合員)	令和7年度 月額	(増減)	令和8年度 月額
	4,500 円	変更なし	4,500 円

介護納付金賦課額 (40歳以上65歳未満に賦課)	令和7年度 月額	(増減)	令和8年度 月額
	6,100 円	変更なし	6,100 円

子ども・子育て支援金賦課額 (18歳以上75歳未満に賦課)	令和7年度 月額	(増減)	令和8年度 月額
	円	(新設)	600 円

※1 令和8年度の第1種組合員の所得割額は前年度における住民税の課税標準額に1,000分の4を乗じ、12で除して得た額。ただし、課税標準額が8,000万円を超える場合は8,000万円とし、算出額の100円未満は切り捨てます。(料率 約3.33%) (月上限額 26,600円。)

※ 岩手医科大学医師会所属の組合員の所得割は一律1,000円です。

※ 医師国保組合の保険料は月額分(年12回)のみで賞与分はございません。

※ 保険料は一月遅れでの引去りとなります。

例) 令和8年4月分の保険料は翌月5月に口座より引き落としになります。